



広島県

人材開発支援助成金活用支援制度

1. 人材開発支援助成金の概要

■ 概要

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する、厚生労働省所管の制度です。

■ 最近の制度改正

令和4年 4月1日 「人への投資促進コース」新設

⇒ 定額制訓練（サブスク型）、高度デジタル人材等を育成する訓練、IT未経験者の即戦力化のための訓練等が対象に

令和4年12月4日 「事業展開等リスキリング支援コース」新設

⇒ 新規事業の立ち上げやデジタル化などに伴い、新分野で必要となる知識及び技能を習得させるための訓練が対象に

Webページ作成、データ分析、プログラミング等の習得など、
デジタル化に求められる人材の育成を支援するコースが充実！

2. 「人への投資促進コース」の概要

■ 人への投資促進コースとは

定額制訓練（サブスクリプション型訓練）や、高度デジタル人材等を育成する訓練、IT分野未経験者の即戦力化のための訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成

■ 5つの訓練形態に特化した助成メニュー

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練の実施

高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材等の育成のための訓練の実施

情報技術分野認定実習 併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練の実施

長期教育訓練 休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度等を導入

自発的職業能力 開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担

助成制度の詳細は厚生労働省HPでご確認ください。



2. 「人への投資促進コース」の概要②

■ 対象訓練と助成内容（中小企業の場合）

メニュー	対象訓練	経費助成	賃金助成	OJT助成
定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービス	60%	—	—
高度デジタル人材訓練 ・成長分野等人材訓練	ITSSレベル4・3となる訓練等	75%	960円	—
	海外も含む大学院での訓練	75%	960円	—
情報技術分野 認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者（正規雇用労働者）の 即戦力化のための訓練 （OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練）	60%	760円	20万円
長期教育訓練休暇等制度	長期教育訓練休暇制度 （30日以上連続休暇取得）	20万円	1人1日あたり 6000円	—
	所定労働時間の短縮と所定外労働時間の 免除制度	20万円	—	—
自発的職業能力開発訓練	労働者の自発的な訓練費用を事業主が 負担した訓練	45%	—	—

※ 大企業の場合や、生産性要件を満たした場合には、助成率や助成額が変わります。

※ 賃金助成額は、1人1時間当たりの額です。

※ OJT実施助成額は、1人1訓練当たりの額（定額）です。

2. 「人への投資促進コース」の概要③

■ 活用事例

定額制訓練

社内の生産工程のDX化を一層推進するため、令和4年10月～令和6年9月の2年間で集中的に人材育成を行うという経営・人事戦略を立てた。

この戦略に基づき、社員の職種や階層ごとに身につけてほしいITスキルを、社員本人のレベルも加味しながら、体系立った育成を行うため、社内研修として、定額受け放題のeラーニングを導入した。

導入により、多様な学習スタイルや研修時間の効率化を実現し、効果的に社員のスキルアップを行うことができた。

高度デジタル人材訓練・成長分野等人材訓練

自社専用の学習カリキュラムの開発を地元の大学に委託して訓練を実施。

業務効率化に向けて社内のデジタル化を図るため、自社で培ったノウハウを基に、本当に必要なデジタル技術を社内に実装したいと考えた。そのためには、自社のサービスやシステムを熟知している自社の社員をリスキリングする必要があった。

オーダーメイド型訓練の開発・設定費用も助成対象になるため、この制度を活用して実施した。

現在、事業部門内にて、業務改善システムの開発に取り組んでいる。

3. 「事業展開等リスクリング支援コース」の概要

■ 事業展開等リスクリング支援コースとは

企業の持続的発展のため、

- ① 既存事業にとらわれない、新規事業の立ち上げ等の**事業展開**
- ② 業務効率化や脱炭素化などに向けた**デジタル化・グリーン化**に取り組む場合に、その取組に係る訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

■ 対象訓練

- ◆ 企業において事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練
- ◆ 企業内のデジタル化やデジタルトランスフォーメーション、グリーン・カーボンニュートラルを進めるにあたり、関連する業務に従事する上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

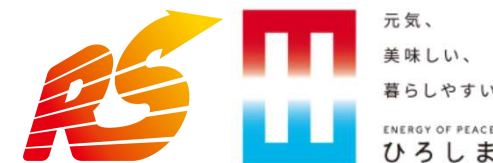
■ 助成内容（中小企業の場合）

経費助成率：75%、賃金助成額（1人1時間あたり）：960円

助成制度の詳細は
厚生労働省HPで
ご確認ください。



3. 「事業展開等リスクリング支援コース」の概要②



➤ 「事業展開」とは

新製品の製造、新たな商品やサービスの提供等により、新たな分野に進出すること。
事業や業種の転換や、既存事業の中での製造方法、商品やサービスの提供方法の変更も含む。

- (例)
- ・ 新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する
 - ・ 日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する
 - ・ 繊維業を営む事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する
 - ・ 料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

➤ 「デジタル化」とは

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

- (例)
- ・ ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた
 - ・ アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした
 - ・ 顔認証やQRコード等によるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

➤ 「グリーン化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

- (例)
- ・ 農薬の散布にトラクターを使用していたが、ドローンを導入した
 - ・ 風力発電機や太陽光パネルを導入した 等

4. 県の制度：人材開発支援助成金活用支援補助金



■ 補助対象者

国の人材開発支援助成金の支給対象事業者のうち、以下の要件を満たす企業・団体（要件）

- ・ 県内に本社や支社等を有すること
- ・ 法人税法上の普通法人又は協同組合等、若しくはこれらが加入する産業支援団体等であること

■ 対象経費

人材開発支援助成金（人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース）の活用にあたり、訓練実施計画届の提出時と支給申請届の提出時の申請業務等を、社会保険労務士等に外部委託して支払った報酬のうち、

- ・ 広島労働局へ申請する申請書類及び添付資料等の作成に要する経費
- ・ 広島労働局への代行申請に要する経費

■ 補助率・補助限度額

【リスキリング推進宣言企業】

補助率：4/5、補助限度額：50万円

【その他の企業】

補助率：1/2、補助限度額：25万円

Q&A、補助金交付要綱、申請様式等は、県HPをご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/72/reskilling-jinkaikinhojokin.html>

